



〒030-0180
青森市第二開野町3丁目1番89号
東奥日報社
電話 017-739-1111
(C) 東奥日報社 2010

インターネット
号外

ご購入のお問い合わせは
東奥日報社読者局



0120-46-5939

ヨム

コウドクサンキュー

24時間受付

小沢氏 強制起訴へ

検審が2回目の議決



民主党の小沢一郎元幹事長

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件で、東京第5検察審査会は4日、2004～05年分の政治資金規正法違反容疑で告発され、東京地検特捜部が不起訴とした小沢一郎民主党元幹事長(68)を強制起訴すべきだと議決した、と公表した。議決は9月14日付。

第5検察審査会の議決は、審査員11人の全員一致で「起訴相当」とした4月以来2回目。東京地裁指定の検察官役の弁護士が規正法違反罪で起訴する手続きに入る。小沢氏の刑事責任が法廷で争われることになった。

第5検察審査会は7月末で審査員全員が任期を終えて入れ替わり、法的助言をする補助員の弁護士も代わっていた。強制起訴すべきだ

との議決には起訴相当と同じく、11人中8人の多数が必要。

07年分については第1検察審査会が7月に「不起訴不当」と議決。再捜査を求められた特捜部は9月、再び不起訴としたことから、04～05年分を審査対象とした第5検察審査会の2回目の議決が焦点だった。

特捜部は2月、陸山会の土地購入費に充てられたとされる小沢氏からの借入金4億円を04年分報告書に、返済金4億円を07年分報告書に記入しなかったなどとして、衆院議員石川知裕被告(37)から元秘書3人を起訴。小沢氏は嫌疑不十分で不起訴とした。

詳細は朝刊で